

2006年  
(平成18年)

NO. 21

6 月号



今年もいっぱい泳ごうね！

広報

すおう  
大島

<http://www.town.suo-oshima.lg.jp/>

[seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp](mailto:seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp)

## 1 人件費の状況

住民基本台帳人口	歳出額	人件費
21,700 人	159 億 8800 万円	28 億 4560 万 7 千円 人件費率 17.8%

人件費には町長等、議会議員、非常勤の特別職に支給される給料・報酬を含む。  
歳出額、人件費については当該年度の一般会計当初予算の数値を記載。

## 3 職員の平均給料月額 及び平均年齢の状況

平均給料月額	平均年齢
342,577 円	44.2 歳

## 4 職員の初任給の状況

区分	一般行政職	技能職	医療職	現業職
高校卒	138,400 円	134,000 円	157,100 円	123,900 円
大学卒	159,700 円	153,800 円	185,600 円	140,300 円

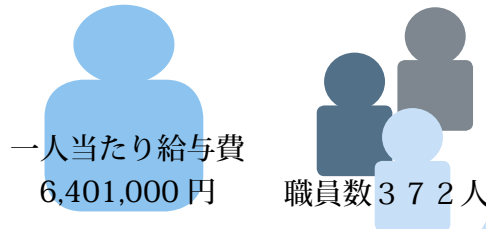
## 5 職員手当の状況

期末勤勉手当 (支給割合) 職制上の加算措置あり	期末手当	勤勉手当
	6 月期 1.4 月分	0.725 月分
12 月期 1.6 月分	0.725 月分	
	合計 3.0 月分	1.450 月分
扶養手当 (月額)	1 配偶者 13,000 円 2 扶養親族 (2 人まで) 6,000 円 3 その他 5,000 円 4 特定扶養親族 (16 歳から 22 歳) 5,000 円加算	
住居手当 (月額) 支給上限額 27,000 円	1 借家 家賃 23,000 円以下 家賃 - 12,000 円 家賃 23,000 円以上 (家賃 - 23,000) / 2 + 11,000 円 2 持ち家 2,000 円	
通勤手当 (月額)	1 交通機関利用 1 月分定期券購入費相当額 (支給上限額 55,000 円) 2 交通用具利用 距離制 (2 km ~ 42 km 以上 2,000 円 ~ 34,500 円)	
時間外勤務手当	1 平日 1 時間当たり単価 × 125 / 100 2 休日 1 時間当たり単価 × 135 / 100 深夜勤務 (午後 10 時 ~ 午前 5 時) の場合は 25 / 100 をそれぞれに加算	
管理職手当	それぞれの職務に応じて給料月額の 5%、6%、7%	
特殊勤務手当	1 感染症防疫手当 日 290 円 2 放射線取扱手当 日 230 円 3 危険手当 月 5,000 円	
退職手当	勤続 20 年 30.55 月分 勤続 25 年 41.34 月分 勤続 35 年 59.28 月分 最高限度 59.28 月分、ただし自己都合退職の場合は減額あり。	

## 2 職員給与費の状況

給与費	
給料	15 億 2926 万 5 千円
職員手当	1 億 9763 万 6 千円
期末勤勉手当	6 億 5440 万 1 千円
計	23 億 8130 万 2 千円

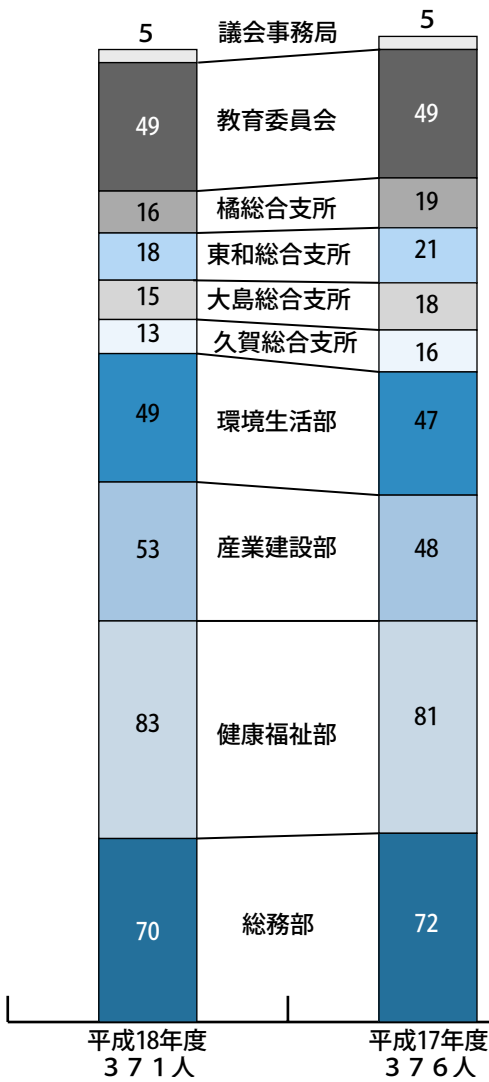
職員手当には退職手当を含まない。  
給与費は当初予算額で、職員数は当初予算に計上した特別職を除く職員数を記載 (現業職を含む)。



# 周防大島町職員の給与等の公表

周防大島町職員の給与等について次のとおり報告します。(公営企業局を除く) 給与等の公表は、周防大島町ホームページにも掲載しています。

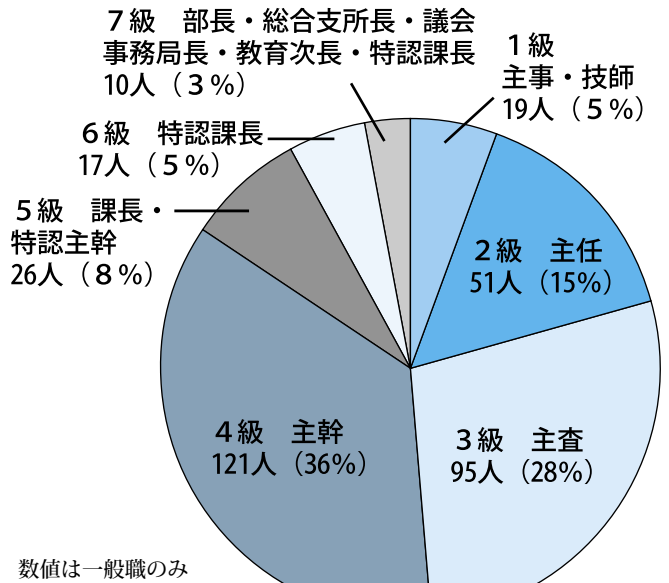
### 8 部門別職員数の状況



### 6 特別職の報酬等の状況

区分	給料・報酬月額	期末手当 (支給割合)
町長	742,900 円	6 月期 1.60 月分 12 月期 1.75 月分 合計 3.35 月分 職制上の加算措置あり
助役	609,900 円	
収入役	560,500 円	
教育長	560,500 円	
議長	282,000 円	
副議長	226,000 円	
議員	206,000 円	

### 7 級別職員数の状況



### 沖浦西地区 (志佐・日見・横見) の 下水処理開始のお知らせ

沖浦西浄化センターで汚水を適正に処理されることで、川や海の自然環境が改善されるうえ、住宅内の衛生環境が向上します。

○下水道を使用すると

沖浦西浄化センターで汚水を適正に処理されることで、川や海の自然環境が改善されるうえ、住宅内の衛生環境が向上します。

○供用開始について

7月1日から沖浦西地区の下水道が使用できるようになります。使用できる地域は、供用開始区域図のとおりとなります。周防大島町の上下水道課、大島総合支所および沖浦出張所で、供用開始区域図の縦覧を6月16日から2週間行います。下水道が使用できる地域の皆さまにおかれましては、すみやかに排水設備の接続をお願いします。



## 平成 17 年度下半期

# 周防大島町の財政状況

平成17年度下半期（10月～3月末）の財政状況を次のとおり公表します。

### ◆一般会計歳入歳出予算及び収入済額・支出済額（3月末）（単位：千円、%）

科 目		予算額	収支済額	予算対比
歳 入	町 税	1,362,945	1,362,619	100.0
	地 方 譲 与 税 ・ 交 付 金	542,534	587,106	108.2
	地 方 交 付 税	8,385,228	8,344,854	99.5
	分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 使 用 料 ・ 手 数 料	416,584	407,796	97.9
	国 庫 支 出 金	1,640,455	889,142	54.2
	県 支 出 金	1,502,879	640,929	42.6
	繰 入 金	871,969	459,003	52.6
	繰 越 金	409,857	409,857	100.0
	町 債	2,083,800	359,900	17.3
	その他（財産収入・寄付金・諸収入）	319,349	317,980	99.6
一 般 会 計 歳 入 合 計		17,535,600	13,779,186	78.6

科 目		予算額	支出済額	予算対比
歳 出	議 会 費	151,283	149,739	99.0
	総 務 費	2,546,170	1,804,784	70.9
	民 生 費	1,843,041	1,723,211	93.5
	衛 生 費	1,879,102	1,187,556	63.2
	農 林 水 産 業 費	1,749,054	1,109,778	63.5
	商 工 費	481,398	418,535	86.9
	土 木 費	516,684	251,998	48.8
	消 防 費	547,932	517,948	94.5
	教 育 費	962,877	880,366	91.4
	公 債 費	3,109,234	3,101,864	99.8
その他（災害復旧費・諸支出金・予備費）		3,748,825	866,845	23.1
一 般 会 計 歳 出 合 計		17,535,600	12,012,624	68.5

### ◆特別会計歳入歳出予算及び収入済額・支出済額（3月末）（単位：千円、%）

会 計 名	予算額	収入済額	予算対比	支出済額	予算対比
国 民 健 康 保 険	3,334,092	2,593,310	77.8	2,874,854	86.2
老 人 保 健	5,269,196	4,530,970	86.0	4,757,797	90.3
介 護 保 険	2,677,001	2,177,910	81.4	2,448,627	91.5
簡 易 水 道	1,052,624	426,800	40.5	951,280	90.4
訪 問 看 護	28,393	14,168	49.9	25,923	91.3
下 水 道	592,131	192,492	32.5	493,965	83.4
農 業 集 落 排 水	1,699,872	255,849	15.1	842,199	49.5
漁 業 集 落 排 水	42,760	3,053	7.1	38,619	90.3
渡 船	83,239	57,110	68.6	78,562	94.4
交 通 災 害 共 済	10,851	8,858	81.6	7,556	69.6
合 計	14,790,159	10,260,520	69.4	12,519,382	84.6



◆公営企業局（病院事業）歳入歳出予算及び収入済額・支出済額（3月末）（単位：千円、％）

会計名	収入			支出		
	予算額	収入済額	予算対比	予算額	支出済額	予算対比
収益的収入及び支出	4,267,950	4,343,106	101.8	4,207,676	4,165,792	99.0
資本的収入及び支出	17,039,915	8,515,690	50.0	17,499,812	7,846,106	44.8

◆町有財産の状況（3月末現在）

基金	財政調整基金	647,232,638円
	減債基金	396,833,124円
	県収入印紙購入基金	3,000,000円
	東和庁舎及び文化交流施設建設基金	0円
	奨学資金貸付基金	42,203,021円
	福祉振興基金	326,928,514円
	国民健康保険基金	101,261,178円
	介護給付費準備基金	100,688,918円
	ふるさと創生基金	166,834,478円
	土地開発基金（現金）	84,732,183円
	土地開発基金（土地）	15,295,135円
	中山間ふるさと水と土保全基金	31,130,672円
	斎場建設基金	0円

土地	1,534,316 m <sup>2</sup>
建物	200,002 m <sup>2</sup>
山林	6,802,033 m <sup>2</sup>
有価証券・出資による権利	5,140,638,375円

◆町債残高の状況（会計別3月末）

一般会計	23,179,652千円
簡易水道会計	4,764,513千円
下水道会計	1,764,866千円
農業集落排水会計	1,590,050千円
漁業集落排水会計	155,519千円
渡船会計	19,392千円

◆一時借入金状況

3月末現在高	200,000千円
--------	-----------

☎79・1002

■問い合わせ／農林課農林振興班  
 実施状況は下表のとおりです。

【平成17年度実施状況】

平成17年度からの第二期制度は、49の集落で取り組みが行なわれました。地区ごとの集落協定の実施状況は下表のとおりです。

中山間地域直接支払い制度について

【交付金の活用について】

集落協定に基づいて毎年集落に交付される直接支払交付金の使途については、協定参加者のみなさんが話し合って決めていくことが必要です。したがって、この交付金を活用して自分達が暮らす地域をいかにより良いものとするかを話し合ひましょう。

【制度の概要】

「中山間地域等直接支払制度」については、第一期制度が終了し、平成17年度より第二期制度がスタートしました。この制度は、中山間地域等の農地や営農を守り多面的機能を保全するため、集落協定を結んだ集落や個別協定を結んだ認定農業者等に交付金を交付する制度です。集落において本制度を活用した地域活性化の方策について話し合うことが重要です。

地域	協定数	参加農家数	協定対象農用地面積 (a)		交付金 (千円)	取り組み内容と活動協定数																																	
						農業生産活動							多面的機能増進活動							集落マスタープラン	農業用地等保全マップ	農用地等	益向上	生産性収	育	担い手													
						農用地					施設		景観・環境保全					その他									鳥獣被害防止対策	法面、水路、農道等の補修改良	農用地等保全マップの作成	活	核	集							
						適正な農業生産活動	既耕作放棄地復旧又は林地化賃借権設定・農作業の委託	農地法面管理	鳥獣被害防止対策	簡易な基盤整備	その他（災害復旧等）	水路管理	農道管理	その他（ため池等）	周辺林地の下草刈	土壌流亡配慮営農	棚田オーナー制度	景観作物の作付け	魚類・昆虫類保護														粗放的畜産	堆きゆう肥の施肥	その他（清掃活動等）	集落マスタープランの作成	核となる集積対象者の育成	集落マスタープランの作成	
久賀	2	11	22	1,035	1,057	684	2	1	0	0	0	0	1	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
大島	31	378	5,383	6,494	11,877	12,227	31	11	3	21	2	6	10	31	31	2	27	1	1	6	0	0	2	2	31	6	9	11	8	1	3	1	4	4	1	2	1		
東和	3	10	0	390	390	404	3	0	0	2	1	0	1	3	3	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3	1	1	2	1	2	0	0	0	2	0	1	0	0	
橘	13	146	0	5,240	5,240	4,605	13	6	1	10	7	5	12	13	13	1	10	5	4	3	2	1	1	1	13	5	1	12	6	8	1	0	0	10	0	6	0		
合計	49	545	5,405	13,159	18,564	17,920	49	18	4	33	10	11	24	49	49	3	40	6	5	11	2	1	4	3	49	12	11	26	16	11	4	1	4	17	1	9	1		

# 町の国民健康保険を どうするのか。

平成18年度から国保税の税率が改正されました。

周防大島町では、町民の62%が国保に加入しています。国の財政も厳しく、補助金が減らされるなど、地方自治体にとっては危機的な財政事情が続いています。こうした状況から今年度、2億円の財源不足が予想されました。しかし、町民の医療に「まった」はありませぬ。町民一人ひとりの健康を守る国民健康保険の運営を、これからどう進めていくのか。町長に聞きましました。

## なぜ、今、税率改正を 2億円不足の原因は

―合併後一年半のこの時期に国保税の税率改正をしなければならぬ理由をお聞かせください。

町長―前年度と比較しますと約2億円ほど医療費が増えていくのが一番の原因です。もう一点は、合併前の各町で税率が異なっていましたから、4町のバランスをとりながら統一するために国保税を総額で3千5百万円ほど引き下げていました。

私は、町民の負担が増える税率改正は、できるかぎり避けたいと思っております。財政当局を交えて度々協議を重ねてきましたが、新年度の予算編成では、どうしても約2億円の財源不足が生じたわけです。こうした状況から、税率の見直しもやむをえない

と苦渋の決断をいたしました。

## 国保運営協議会の 意見は

町長―国保税の税率改正については、周防大島町国民健康保険運営協議会（山本保会長、委員12人）に、諮問をしたわけです。協議会では「医療費の抑制に引き続き努力をしていただきたい。」との意見と共に、諮問どおりの答申があり、3月の定例町議会で議決をいただき、条例を改正した次第です。

## 一般会計から 3千5百万円

町長―独立採算を基本とする特別会計ですが、緊急措置として、当初予算には3千5百万円を一般会計から繰り入れます。町の財政が大

変厳しいときですが、町民の健康を守るためには、背に腹はかえられません。

―一般会計から繰り入れるとのことですが、これが慣例化することはありませんか。

町長―それはありません。繰り入れた金は、その分だけ他の事業に影響があるわけです。一般会計に余裕はありませんし、あくまで18年度だけの緊急措置と考えています。

## 国保は33億円 老人医療費53億円

―なぜ、急に医療費が増えたのですか。

町長―予想をはるかに越えて医療費が伸びています。周防大島町の国保と老人医療を合わせた17年度予算額で約86億円にもなります。すべてが医療費ではありませんが、現在の医療費の伸び等を勘案



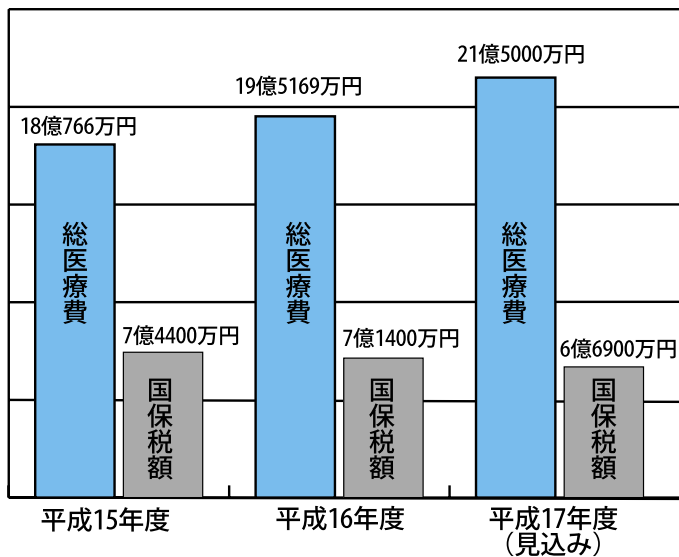
周防大島町国民健康保険運営協議会の山本保会長から答申を受け取る中本町長（2月9日、町長室）

しますと、仮に5%伸びたとしても約4億円以上増えることになり、予測しがたい部分もあります。

## 山口県で二番目に低い 国保税

―周防大島町の国保税は低いのですか。

町長―県下でも低いです。今回の改正をしても、試算では県平均まで行きませぬ。平成16年度の本町の国保税は、一人あたり約5万3千円でした。県下の平均は7万7千円ですから、一人あたりにして、2万4千円安く、低い方から二番目です。



周防大島町  
国民健康保険医療費の推移

山口県の国保税額は、ほぼ全国平均ですから全国でも低いレベルですが、町としては引き続き抑制する努力を続けてまいります。17年度は約5万円ですから、前年度よりも低くなっています。

### 医療費の支払いは高い方から五番目

— 国保税は低くて医療費を多く使うということですね。  
町長— そういうことになりました。平成16年度の医療費支払のデータでは山口県の一人あ

たりの平均医療費は、老人医療を含めると約46万円ですが、本町は約52万円です。これは山口県では五番目の高さになります。要因のひとつには周防大島町の著しい高齢化の人口構造があります。

### 70歳を超えると20代の6倍

— どうやって、医療費を抑制していくのですか。  
町長— 70歳を超えると20歳代の約6倍の医療費が必要とのデータもあります。レセプトのチェックをはじめ、同じ症状であちこちの病院に行ったり、たくさん薬をもらったりしないようにお願いもしています。かかりつけのお医者さんをもち、その指示に従うことが大事だと思います。

### 生活習慣病の予防に全力を

町長— いわゆる生活習慣病の予防に全力を尽くす以外に手立てはないように思います。高齢者の介護予防や健康指導、疾病の早期発見等に積極的に取り組める体制とするため、新年度から高齢者の総合

的支援を行う地域包括支援センターを設置しました。現在、各種の検診事業や保健師を中心として各地区で開いている「住民サロン」では、地域の人に集まっていただき、血圧等のチェックをはじめ、各種の健康相談や、介護予防の筋力トレーニングなど、健康づくりの事業を実施しています。竜崎温泉にも歩行浴のプールを建設しましたから、それらの施設を十分に利用して健康づくりを進めていきたいと思っています。

### 国保税の滞納は不公平

— 国保税の滞納額は、かなりの金額になります。具体的な対応策は考えていますか。  
町長— 過去5年間の国保税の滞納金額は、約8千万円にもなります。この金額ははきちんと納めている方々が、滞納者の分を負担することになるわけです。これは不公平です。それを防ぐために、判定委員会を開いて、特別の事情等を考慮した後、有効期間の短い保険証や、いったん全額を自分で払わなければならぬ資格証というものを現在、157世帯の242人の方に

### 人口21700人のうち13354人が加入

周防大島町では全体の62%の方が国保に加入しています。国保というのは、日本が世界に誇れる医療制度です。諸外国には日本の国保のような充実した医療保険制度はありません。極端な話ですが、外国で盲腸の手術をしたら200万円以上かかるという話もあります。医療というのは命にかかわる問題ですから、誰でもいつでも、安心して医療を受けられるというのが、大前提となります。国保は優れた医療制度ですから、なんとしても守らなければならぬと思っています。



## ワーキングチームのメンバーを募集します

この度、グリーン・ツーリズム推進の

基本方針をまとめた「周防大島グリーン・

ツーリズムの展望」が完成しました。この

プランを実践に移すために、今年度はテスト

イベントなどに取り組み、来年度以降の本

格的な周防大島ツーリズム推進を目指

すことにしています。そこで、このテス

トイベントに取り組むための実践型ワー

キングチームのメンバーを募集すること

になりました。ついては、熱意のある方

に参加していただきたく思いますので、

振るつてのご応募をお待ちしています。

■応募資格／

グリーン・ツーリズムやまちづくりに関

心のある方で、町内に住んでいる、また

は通勤や通学している、応募時の年齢が

満20歳以上の方

■募集人数／

若干名（応募者多数の場合はお断りする

場合もあります。）

■活動内容／

11月に予定しているテストイベントの企

画および実践

※研修を含む検討会（4回程度）と実践

活動に参加していただきます。

■応募方法／

所定の応募用紙を提出していただきます

ので、次の問い合わせ先までご連絡くださ

い。なお、Eメールでの応募もできます

ので町ホームページを参照してください。

■選考方法／

応募者については選考委員会にて選考し

ます。

■応募締切／6月21日(水)当日消印有効

■申し込み・問い合わせ／

農林課農林振興班 ☎79・1002

ファックス 79・1021

Eメール [norin@town.suo-oshima.lg.jp](mailto:norin@town.suo-oshima.lg.jp)

## 大雨災害への備えは 大丈夫ですか？

～農林課からのお知らせ～

用排水路・農道および林道側溝の維持管理は、関係者の皆さんでお願いします。

近年の災害の被災原因の多くは、「日ごろより用排水路・道路側溝の管理がなされていないことから、ゴミや土砂の堆積により雨水が溢れ出て、道路・田畑を崩落させる」などとなっています。

このことから、用排水路・道路側溝については、関係者の皆さんのご協力により、日ごろからゴミや土砂を取り除き、水の流れを良くするよう管理に努めてください。

日ごろからの備えと

管理があれば

災害の防止につながります。

## 山口県大島柑きつ試験場に柑きつの普及指導員を配属

4月1日から大島柑きつ試験場（周防大島町東安下庄安高）に企画普及担当が設置され、新たに普及指導員2名が配属されました。

県の組織再編により3月末で田布施農林事務所大島支所が廃止されましたが、県内一の柑きつ産地「山口大島」の振興を図るために、大島柑きつ試験場がこれまでの柑きつに関する試験研究に加え、新たに柑きつ専門の普及指導も行います。

専用の電話は ☎77-1031 です。技術相談などお気軽にお電話やご来場ください。

## めざせ！ かしこい消費者

山口県消費生活センター  
☎083 (924) 0999

エステティックサービスを解約したい  
【相談】

3日前、エステの格安キャンペーンの広告を見てエステサロンに行ったら、脱毛エステ、痩身エステと次々と勧められ、1年間の契約をしたが、契約金額が高額となり払えないので、解約したい。

【ワンポイント講座】

契約期間が1ヶ月を越え、契約金額が5万円を超えるエステティックサービスは、特定商法取引法で「特定継続的役務提供」として規制されています。店舗での契約も契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）ができます。また、一定の解約料を支払えばいつでも中途解約できます。エステティックサービスの契約は、金額も高額で期間も長期になる傾向がありますが、サービスを受けたからといって必ずしも期待どおりの効果があるとは限りません。また、病气や引越しなど、将来予定外の事情でサービスが受けられなくなることもありますので、なるべく長期間の契約は避けるようにした方がよいでしょう。



## 受章・表彰

### ◆瑞宝双光章

中谷芳夫さん（久賀）  
（元法務事務官）



### ◆瑞宝双光章

中原昭二さん（外人）  
（元東和町消防団長）



### ◆瑞宝単光章

柳居安子さん（西方）  
（白寿苑施設長）



### ◆周防大島防犯対策協議会 会長・大島警察署長表彰

（5/16・大島庁舎）

#### ○地域安全功労者

古本悦子さん（久賀・防  
犯連絡所指導員）

絵堂光雄さん

（西屋代・少年相談員）

家房防犯クラブ

（自主防犯ボランティア  
組織）

## 漁村百選認定を祝う



水産庁の「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に、沖家室の漁村集落が選ばれました。5月13日地元沖家室で、中本町長や選定委員の小松正之さん（水産総合研究センター理事）らを迎え認定を祝いました。

## 快水浴場百選に認定



八十八選」を発展させたもので、山口県からは5カ所の海水浴場が選定されました。美しさ、清らかさ、安らぎなど5つの項目で評価されています。

快適に泳げる海や湖を環境省が選定した「快水浴場百選」に、片添ヶ浜海水浴場が認定されました。2001年に選定された「日本の水浴場

## 町自治会連合会を開催

5月18日、平成18年度第1回町自治会連合会が開かれました。連合会は、旧町単位の各地区自治会連絡協議会の会長さん方3名、計12名の委員で構成。行政との連携や、町づくりに対する提言・要望などを行います。

本年度の役員は次のとおり。（敬称略）

○会長 青木忠義

（大島地区会長）

○副会長 行田茂美

（東和地区会長）

○監事 天河米彦

（橘地区会長）

○監事 中野正良

（久賀地区会長）



## お世話になります 行政連絡員さん

平成18年度の行政連絡員集会を4月中旬に町内4カ所で開催しました。集会では、町長から今年度の施政方針、各部長から重点施策の説明が行われました。また、行政連絡員さんから町の施策に対する質疑や貴重なご提言をいただきました。行政連絡員は、町行政と住民との連絡調整や文書の配布・回覧を行っていただく方で、非常勤の特別職の職員として270名の方に委嘱されています。



ほうでえ～

ありゃ～のう

# 周防大島町の話題

## みかんづくり・野菜づくりを基礎から学ぶ



周防大島みかんいきいき営農塾開講式

5月16日、みかんづくりの基礎的な技術と知識を学ぶ「周防大島みかんいきいき営農塾」の開講式が、東安下庄の山口県大島柑きつ試験場で行われました。みかん産地の新たな担い手を養成するため、退職して帰ってきた人や新たに就農を考えている方を対象に、今年で第5期目の開講となります。町内のほか県内各地、広島県、神奈川県からの受講生53人は、来年4月まで月1回の講義を受け実習園での作業を体験します。

また、5月23日には「JA生き生き帰農塾」の開講式が山口大島農協本所で行われました。33人が受講するこの講座は主に野菜作りを基礎から学ぶもので、1年間の講義や実習を行います。野菜のほか果樹の管理や花の栽培も学びます。



JA生き生き帰農塾

東京大島ふるさと会（茅原郁生会長・東屋代出身）第22回総会が、5月20日に開催されました。総会には中本町長や地元町議会議員、東和・橘・久賀などの町人会関係者も参加。多くの旧大島町出身者が集い親睦を深めました。

## 東京大島ふるさと会に集う



## 間伐材でアオリイカの人工産卵床

NPO法人「自然と釣りのネットワーク」は5月20日、アオリイカの資源回復を目指し、間伐材による産卵床を設置しました。間伐材は、岩国市錦町の林業者の協力を得て直接伐採したヒノキ50本。会員によるダイバーが潜水し、和沖2カ所の海底に杭で固定しました。



## 陸奥公園の維持に役立てて



岩国基地モーターサイクルクラブが5月11日、陸奥公園の維持管理に役立ててほしいと、寄付金を町長に贈呈しました。これは、5月15日、16日に伊保田で開催されたバイクの愛好家の集まり「大島ミーティング」で、チャリティーとして集められたものです。このイベントは今年で3回目です。約250台のハーレーや自動車が集い、交流を行っています。大島庁舎を訪れた代表者のレン・ティピットさんをはじめメンバー5名は、「周防大島はどこを走ってもナイスロケーション。愛好家たちはみな大島を走るのを楽しんでいます。募金や交流で地域の役に立てれば。」と話していました。

## 大島中学校に 教育機器を寄付

5月15日、國元實さん（東屋代）から大島中学校へ教育機器一式が寄贈されました。今年一月に亡くなった國元さんの息子さんが中学校時代に心臓の手術をした際、学校の先生や同級生に大変お世話になったことに感謝の気持ちを込めて、大島中学校の教育に役立ててほしいと寄付をされたものです。

パソコン、ビデオカメラ、電子ピアノなど7点の機器が寄贈され、生徒の学習や生徒会活動などに活用されます。



## 土砂災害を防ぐ

と題して「過去数年で最も土砂災害発生の危険性が高まっています。」とテレビやラジオから伝わって来たときは避難をするなど被害に遭わないよう十分に注意してください。

昨年の7月に発生した土砂災害では、町内各所で国道、県道等が通行止めになるなど日常生活に不便を強いられた方もおられます。昨年7月3日の大雨は安下庄観測所で1日降雨量332mmと過去の観測記録を更新するなど、局地的にまとまった雨が降る状況が見受けられます。

災害が起きないかと思つた時が避難準備の開始時期です。今回配布されます「防災ガイドブック」を参考に早めの避難に心がけてください。

周防大島町では、地域防災計画を策定し、地域ごとの避難所を指定しています。災害時の避難所を事前に確認しておくことも必要です。避難所につきましては総務課、各総合支所にお問い合わせください。

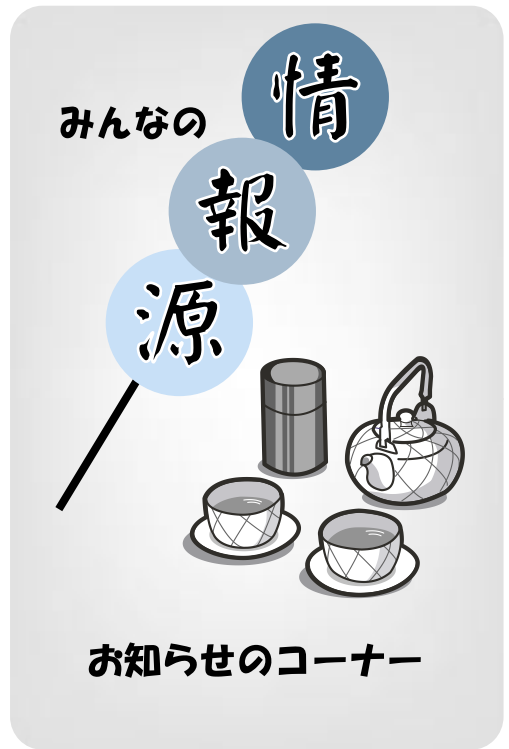
梅雨の時期になりましたが、家の周囲は大丈夫でしょうか。

土砂災害は、いったん発生すると大きな被害を引き起こします。災害の前兆や気象情報に注意を払いたいものです。

崖崩れでは、◎崖から水が湧き出ている。◎崖に亀裂ができる。◎崖から小石が落ちてくる。などの前兆が見受けられます。

気象庁では大雨・洪水等に関する情報を出していますが、特に大雨警報が発表されているとき「重要変更」





**募集**

**周防大島町特定公共賃貸住宅および町営住宅の入居者募集**

○特定公共賃貸住宅

■募集戸数および場所／

周防大島町特定公共賃貸住宅（橘地区おれんじヒルズ）  
2戸

■入居資格／

- ・所得が1カ月当たり20万円以上60万1千円以下の人
- ・現に住宅に困窮している事が明らかでない人
- ・同居し、または同居しようとする親族がある人
- ・自ら居住するための住宅を

必要としている人

・地方税完納者

・公営住宅家賃完納者

※ただし、町営住宅入居者および持ち家のある方は、入居申込みはできません。また、離婚協議中の方も入居申込みできません。

○町営住宅

■募集戸数および場所／

大島地区五反田住宅 1戸  
大島地区小方住宅 1戸  
大島地区小田住宅 1戸  
久賀地区八幡住宅 1戸  
久賀地区八幡住宅 (高齢者世帯向け) 2戸

久賀地区山下浜住宅 1戸

■入居資格／

- ・公営住宅法で定める収入基準に該当している方（政令

月収で一般世帯は20万円以下、高齢者・障害者等の世帯は26万8千円以下）

・久賀地区八幡住宅（高齢者世帯向け）は、50歳以上の方およびその配偶者のみからなる世帯（単身不可）

・入居しようとする方が日常生活（歩行、自炊および食事、着脱衣、入浴、排泄等）に支障がない程度に健常であること

・現に住宅に困窮している事が明らかでない人

・自ら居住するための住宅を必要としている人

・地方税完納者

※ただし、町営住宅入居者および持ち家のある方は、入居申込みはできません。また、離婚協議中の方も入居申込みできません。

■申込期間／

6月19日(月)～6月30日(金)

■選考方法／

応募者多数の場合は、公開抽選をして決定します。なお、申込締切日に応募のない住宅については、4週間に限り先着順で申込み受付を行います。

■家賃／所得に応じて決定

■入居予定／7月下旬

※申込方法などの詳しいことは、

とは、役場生活衛生課公営住宅班までお問い合わせください。なお、応募の要項および申込書は周防大島町ホームページからもダウンロードできます。

☎0820(78)1113

**防火管理者資格取得講習**

■日時／

8月3日(木)午前9時～午後4時（甲・乙種共通）  
8月4日(金)午前9時～午後4時（甲種のみ）

■講習場所／

柳井市文化福祉会館（柳井市尾の上）

■受講料（テキスト代）／

乙種防火管理講習 3000円  
甲種防火管理講習 3800円

■受講手続き／

最寄りの消防本部、消防署または出張所で受講申込書を受取り、必要事項を記入し、消防本部または東消防署へお申し込みください。

■受付期間／

6月19日(月)～7月14日(金)

■問い合わせ／

柳井地区広域消防組合  
消防本部 予防課指導係  
☎0820(23)7774

**国税庁税務職員募集**  
国税庁では、税務職員を募集しています。

■受験資格／

昭和61年4月2日～平成元年4月1日生まれの者

■試験の程度／高校卒業程度

■受験申込期間／

6月20日(火)～6月27日(火)  
(6月27日までの通信日付印有効)

■第1次試験／9月3日(日)

教養試験、適性試験、作文試験

別に、10月に日程を指定する第二次試験（人物試験、身体検査）有り

■受験申込・問い合わせ／

広島国税局総務部  
人事第二課試験研修係  
〒730-8521  
広島市中区上八丁堀6-30  
☎082(221)9211

または柳井税務署総務課

☎0820(22)0279

○ホームページアドレス

・国税庁  
<http://www.nta.go.jp/>  
・広島国税局  
<http://www.hiroshima.nta.go.jp/>

海水浴場ほかアルバイト募集

- 勤務場所／
  - ・片添ヶ浜海水浴場
  - ・片添ヶ浜オートキャンプ場
  - ・片添ヶ浜温泉遊湯ランド
  - ・青少年旅行村（逗子ヶ浜）
  - ・陸奥野営場（伊保田）
- 勤務内容／
  - ・駐車場の管理・場内環境整備ほか
- 期間／7月1日(土)から
- 勤務可能な方
  - ・土、日勤務可能な方
- 勤務時間／
  - ・午前8時30分～午後5時
  - ・午前8時～午後2時
  - （遊湯ランド）
  - ・午後4時～10時（遊湯ランド）
- 賃金等／
  - ・ふるさとセンターの規定により賃金・交通費を支給
- 問い合わせ／
  - ・東和ふるさとセンター
  - ☎0820(78)0848

木造住宅耐震診断（無料）

- 町では、昨年度から3年間の予定で、町内全域を対象に「木造住宅耐震診断事業」を実施しています。
- これは、耐震性が不十分であると思われる建築基準法改正前に建築された木造住宅を対象に、耐震診断員が目視により屋根裏や床下等を確認し、耐震性をチェックするもので、診断料は町が全額負担します。
- 診断結果は所有者にお知らせし、改修案をリフォームの際の参考にさせていただくことで町内の木造住宅の耐震改修を促進させることを目的としています。なお、改修する場合の費用については、全額所有者の負担になります。
- 今年度も60戸の診断を予定していますが、申し込み数が予定数を超えた場合は、住宅の立地場所等により緊急性を考慮し選考させていただき、すので、あらかじめご了承ください。
- 対象／
  - 木造で、在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法で建築されたもの
  - 専用住宅（住宅部分が50%以上の併用住宅も含む）
  - 戸建て、長屋建てまたは共同建て住宅で現に居住しているもの
  - 昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの
  - 3階建て以下のもの
- 募集期間／

6月15日(木)～7月31日(月) 診断期間

- 診断内容／
  - ・9月～平成19年1月
  - 住宅内外部の損傷調査、耐力壁内にある筋交いの調査、屋根裏、床下の調査等
  - ※住宅内部、外部の写真撮影も行います。
- 申込先／
  - ・総務課消防防災班（大島庁舎）または各総合支所地域支援班、各出張所窓口
- 問い合わせ／
  - ・総務課消防防災班
  - ☎74-1000

公営企業局職員募集

- 募集職種／
  - ・介護福祉士・介護員
- 勤務先／介護老人保健施設 さざなみ苑または介護老人保健施設 やすらぎ苑
- 募集人員／若干名
- 募集期限／6月30日(金)
- 試験日／別途通知
- 採用日／平成18年8月1日
- 問い合わせ／周防大島町公営企業局 ☎74-2332

釣りざおでの感電にご注意ください

- 釣りは電線のない所で楽しみましょう。
- カーボン製の釣りざおはとても電気を通しやすく、電線に近づいただけで感電する場合があります。
- もし、釣りざお・釣り糸が電線に引っかかった時は、自分で取ろうとせずすぐに中国電力へご連絡ください。

◆中国電力株式会社 柳井営業所

フリーダイヤル0120(616)317



周防大島の文化財



服部屋敷（町指定）

東和・西方の服部屋敷は、神社・仏閣を造ることで名高い地元長州大工の代表作であり、明治18年に建築され、平成6年現在の地に移築復元された。仕口や継ぎ手など細工の一つひとつに、当時の伝統的工法の高度な技術が見受けられる。服部家は幕末の在郷土族で農業のほか酒屋、網元、廻漕業など手広く行い、名主・村長職など島末の中核を担っていた。服部家の人々の暮らしだけの民家ではなく、島内外の来訪者を考慮した大きな屋敷構えとなっている。

相談

特設人権相談所

■日時／7月3日(月)

9時30分から正午まで

■場所／東和総合センター

■担当者／人権擁護委員

※相談内容については秘密を厳守します。お気軽にご相談ください。

◎周防大島町には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員がいます。

人権擁護委員

沖村吟峰(東三浦)

中元みどり(西屋代)

窪谷純恵(横見)

沖廣紀恵(久賀)

竹本三千之(久賀)

奥原法城(秋)

古田紹雄(外人)

竹本 諭(神浦)

宮崎邦子(和田)

■問い合わせ／

福祉課 ☎77・5505

司法書士サラ金・ヤミ金  
無料電話相談

■日時／7月1日(土)

午前10時～午後4時

■相談受付電話番号／

フリーダイヤル

0120(003)821

■相談内容／

消費者金融・信販会社・銀行等への月々の返済でお困りの方に、具体的な問題解決に向けた債務整理手続きの紹介等

■問い合わせ／

山口県青年司法書士協議会

相談会担当

司法書士 上田明弘

☎0835(27)5717

看護協会柳井支部  
「まちの保健室」

あなたの健康チェックをしてみませんか？健康管理のご相談などお受けします。お気軽にお立ち寄りください。

■開催場所／

イズミゆめタウン柳井

2階ベビー服売り場前

■開催日時／6月17日(土)

以降毎月第3土曜日

午後1時～5時

■内容／

健康相談、血圧測定、体脂肪測定(ベビーフェア開催時は乳児・育児相談)

■問い合わせ／

山口県看護協会

柳井支部事務局

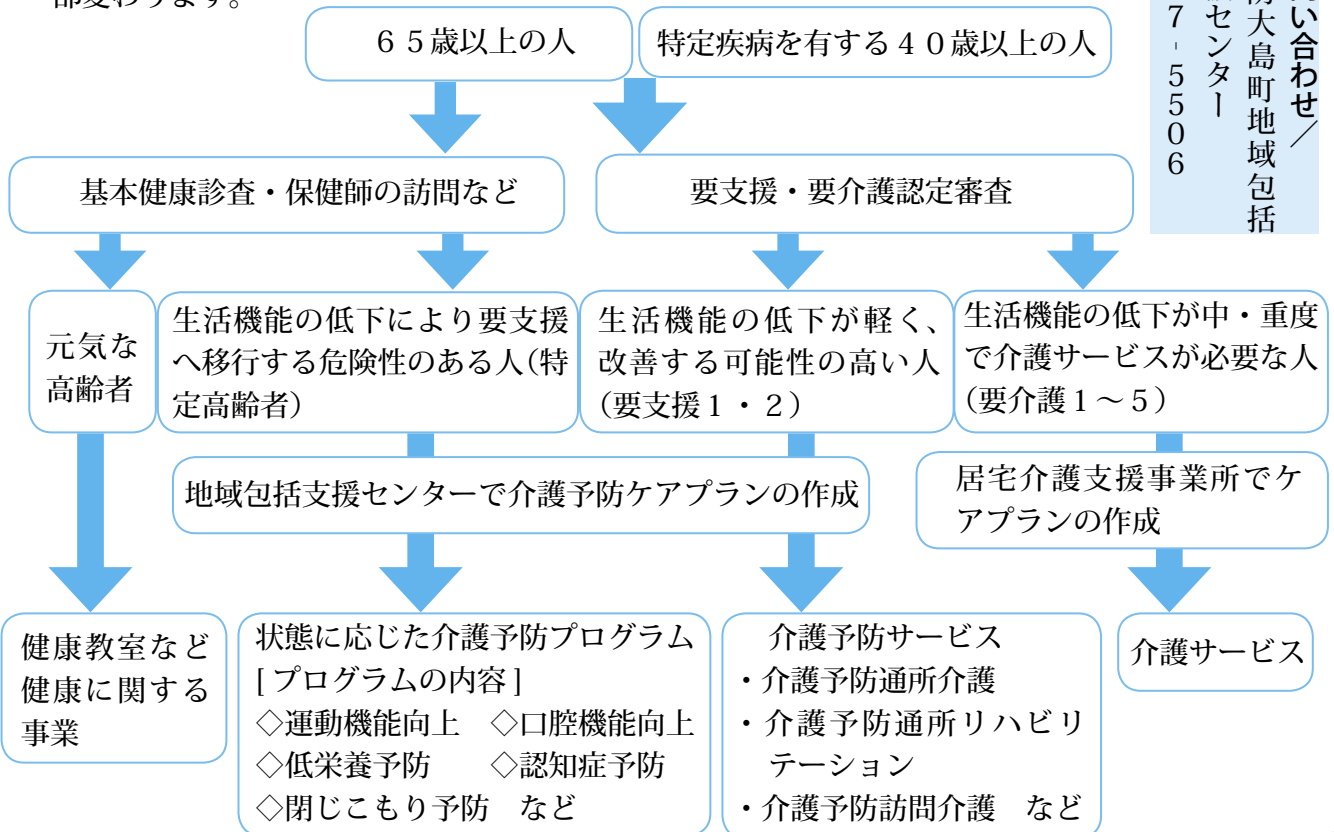
☎0820(22)3456

介護保険制度が  
変わりました

「介護予防・介護保険サービスを利用するまでの流れ」

要介護状態が軽度の人々の悪化防止や介護を必要としない人が要介護状態にならないために、新たに『介護予防』が始まったこと、地域包括支援センターが設置されたことを5月号で説明させていただきました。これに伴い要支援・要介護認定区分やケアプランの作成なども一部変わります。

◆問い合わせ／  
周防大島町地域包括  
支援センター  
☎77・5506







○使用料金表

	区分	料金
大人	中学生以上	500円
	①町内に住所を有する満65歳以上の人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③療育手帳の交付を受けている人 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	400円
	回数券11枚券	5,000円
	回数券11枚券(町内65歳以上、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人)	4,000円
	会員券1年分	35,000円
	会員券半年分	20,000円
	小学生	300円
小人	①身体障害者手帳の交付を受けている人 ②療育手帳の交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	200円
	回数券11枚券	3,000円

※乳幼児は使用できません。  
小学生の使用は、成人の付き添いが必要です。

7月11日より、橘の竜崎温泉に温水プールがオープンします。  
温泉の泉質(強塩泉)を利用した歩行浴専用のプールと、トレーニングルーム(ラニングマシン、エルゴメーター等)を完備しています。プールの水深は深いところで110cm、浅いところでは90cmと  
なっており、泳げない人でも利用できます。  
水中の運動は「浮力」により体(特に関節)にかかる負担が少なく、無理なく運動が行えるうえ、「水抵抗」「水圧」「温水」によって、運動の効果が大きいといわれます。  
水中運動で生活習慣病予防・介護予防を始めてみませんか？

- 温水プールの利用について
- ・開館時間 午前10時～午後9時
- ・休館日 月曜日
- ※月曜日が祝日の場合は火曜日が休館日
- 健康運動指導士が次の日程で随時指導します！
- ・毎週 火～金曜日 午前10時～午後5時
- ・毎月 第一土曜日 午前10時～午後5時
- ※教室等により、直接指導できない場合があります。ご了承ください。
- 場所 東安下庄向佐連685-2
- 問い合わせ
- ・健康増進課 ☎77-5504
- ・竜崎温泉 ☎77-1234

介護保険課からのお知らせ

◎介護保険負担限度額の認定の更新

介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けられている方は、居住費と食事の全額を本人負担していただくことになっていきます。なお、市町村民税世帯非課税の方や生活保護受給世帯の方については、本人負担額の上限を定め、負担が軽減される制度があります。今年7月から、この制度の更新時期となりますので、該当すると思われる方は、早めに申請してください。

た額以下であること。

- ② 預貯金等の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
  - ③ 日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
  - ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
  - ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。
2. 対象となるサービス
- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
  - ・短期入所生活介護、通所介護、訪問介護
3. 負担軽減の割合
- ・利用者負担額(1割自己負担、食費、居住費または滞在費)の4分の1
  - ・高齢福祉年金受給者は、利用者負担額の2分の1
4. 手続き
- この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。
- 申請および問い合わせ／介護保険課
- ☎77-5503
- または各総合支所、各出張所

お知らせ

重度心身障害者には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

■対象となる人／

- ① 身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
- ② 療育手帳Aをお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ④ 国民年金法施行令別表1級をお持ちの方

■有効期間／

平成18年7月1日から平成19年6月30日まで

■助成の条件／

一定の所得基準を超えない方。(所得基準については福祉課にお問い合わせください。)

対象になると思われる方は申請をしてください。

なお、すでに受給している方には更新書類を送っておりませんので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

ただし、老人医療費受給者

証をすでにお持ちの方については、更新手続きをする必要はありません。

■手続きに必要なもの／

印鑑、保険証、対象になる要件を証明できるもの(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など)

■問い合わせ／福祉課

☎ 77・5505

6月は児童手当「現況届」の提出をお忘れなく

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

■提出期限／6月30日(金)まで

■現況届に必要なもの／健康保険被保険者証の写し(厚生年金加入者の場合)、所得証明(1月2日時点で周防大島町に住民登録していなかった場合)、印鑑、通帳等の振込先口座番号が分かる書類(郵便局は不可)

■児童手当の額／

現に養育している児童で1人目および2人目の児童は5千円、3人目以降の児童は1万円が支給されます。※児童手当が小学校6年生まで拡大されました

このたび児童手当の支給対象年齢が、小学校第3学年修了前から小学校第6学年修了前までに引き上げられました。

新たに手当てを受けようとする児童の保護者については、認定請求等の手続きが必要となります。改正に伴う新規請求等は、9月29日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日(支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。次の方は手続きをしてください。

- 手当を受給中の方で、小学校5・6年生の保護者
- 手当を受給していないが、小学校6年生までの児童を養育している方(所得制限により受給していない方を含みます。)

■手続き場所／

福祉課または各総合支所および各出張所

■問い合わせ／福祉課

☎ 77・5505

警 察 署 だ よ り

違法駐車取締りが変わりました!

本年6月1日より、道路交通法の一部が改正され、違法駐車取締りが変わりました。

◆放置違反金制度の導入

放置駐車違反が確認された車両について、運転者が反則金を納付しない場合などには、その車両の所有者などに対して、放置違反金(反則金と同じ金額)の納付が命じられます。さらに、放置違反金納付命令を繰り返し受けた常習違反者には、一定期間車両の使用制限が命令されます。

◆放置違反金を納付しないと、車検が受けられなくなります

放置違反金を滞納して、公安委員会から催促を受けた者は、滞納処分による強制徴収の対象となります。また、放置違反金が納付されなければ、車検手続きが完了できなくなります。

◆民間の駐車監視員の導入

下関警察署管内では、警察官以外にも民間の駐車監視員が巡回し、放置駐車違反の車両を確認した場合は、その車両に放置車両確認標章を取り付けます。

その他の警察署管内では、従来どおり警察官が、放置車両確認標章を取り付けます。

催し

パネル展示「宮本常一わがふるさと周防大島」変わりゆく人と景観を見つめて」開催中

宮本常一が昭和30年代～50年代の島の移り変わりを撮影した写真のなかから、215枚を選び27枚のパネルを作成しました。写真を通して、この島の人と暮らしの移り変わりに思いを寄せていただければ幸いです。

■展示期間／平成18年秋まで

■入場料／  
大人300円（高校生以上）  
郡内小中学生無料

■休館日／  
水曜（祝日の場合翌日）

■開館時間／  
午前9時30分～午後6時  
（入場は午後5時30分まで）

■問い合わせ／  
周防大島文化交流センター

☎0820（78）2514

地域リハビリテーション公開講座「介護される立場にならないために」～寝たきり・転倒予防～

■日時／7月21日金

午後1時30分～4時

■場所／

東和総合センター大ホール

■服装／

実技があります。動きやすい格好でお越しください。

■講師／

山口コ・メデイカル学院  
理学療法学科 専任教員  
村上博子 先生

■参加方法／参加を希望される方は7月7日金までに各窓口

に電話でお申し込みください。

・周防大島町健康増進課

☎77・5504

・東和保健センター

☎78・2202

・周防大島町社会福祉協議会

☎74・2948

※定員30名を上回った場合は抽選とし、受講をお断りする場合があります。

山本ミチヨ回顧展（絵画）

東光会フラインアート賞受賞作品「無言歌のしらべ」等、70点を展示します。

■期間／6月23日金～26日月

■場所／大島田舎美術館

■開館時間／

午前9時～午後4時

■入場料／無料

■問い合わせ／大島教育支所

☎74・5300

元気ですか？

こちらは 保健師です

口の中から始める健康づくり

口の健康は全身の健康へとつながっています。健康長寿の第一歩として口腔ケアに取り組みましょう。

◆「口の寝たきり」を予防しよう

歯が悪いからといって柔らかいものばかり食べたり、外に出るのが億劫で人と話すことがほとんどないと口腔機能は衰え、「口の寝たきり」になってしまいう危険があります。「口の寝たきり」になると、低栄養・脱水、誤嚥・窒息、運動機能の低下等日常生活にも支障が出てくるため、注意が必要です。

☆こんな人は「口の寝たきり」に要注意！

- ・虫歯を放ったままにしている
- ・固いものを食べない
- ・合わない入れ歯で我慢している
- ・人と話す機会がない
- ・よくむせる

・口腔内が不衛生

◆口の手入れと口腔の体操で口の機能を維持・改善しましょう。

☆口の手入れ

- ① 歯みがき・歯ブラシ、歯間ブラシ、

周防大島町保健師

地 田 幸 代

（健康づくり班）

デンタルフロス（糸ようじ）等を使って

丁寧に磨く

② 舌の清掃・舌の上についた白い汚れ

をブラシでとる

③ うがい・うがい薬を使えば効果的

④ 義歯ははずして磨く

☆口腔の体操・舌、唇、頬、のどの筋

肉を鍛えることで口腔や飲み込み機能が

維持・向上します。

① 舌を出して上下・左右に動かす

② 口を閉じて口の中で舌を上下、ぐるりと回す

③ 口を閉じたまま頬を膨らましたり、すぼめたりする

④ 歌を歌う、おしゃべりをする

⑤ 早口言葉に挑戦してみる

毎日のお口の

手入れでいつま

でもおいしく、

楽しい食生活を

送りましょう。





# 健康相談 カレンダー



6月		5日(水)
21日(水)	育児相談〈10:00～11:30 東和総合センター〉	6日(木) 健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉 たなばた会(母子保健推進協議会大島支部) 〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉
22日(木)	健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉 育児相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉	7日(金) 育児相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉
23日(金)	1歳6か月児健康診査 〈受付 13:30～14:00 たちばなケアプラザ〉	8日(土)
24日(土)		9日(日) 休日当番医〈嶋元医院 ☎74-2310〉
25日(日)	休日当番医〈久賀病院 ☎72-0074〉	10日(月) 健康相談〈9:30～10:30 蒲野農村環境改善センター〉 交流会(母子保健推進協議会東支部) 〈10:00～11:30 東和総合センター〉
26日(月)	健康相談〈9:30～10:30 蒲野農村環境改善センター〉	11日(火) 健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉
27日(火)	健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉	12日(水)
28日(水)	たなばたまつり(母子保健推進協議会橘支部) 〈13:30～15:00 たちばなケアプラザ〉	13日(木) 健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉
29日(木)	健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉	14日(金) 健康相談〈10:00～11:00 日良居公民館〉 健康相談〈12:30～14:00 情島公民館〉
30日(金)		15日(土)
7月		16日(日) 休日当番医〈安本医院 ☎73-0822〉
1日(土)		17日(月) 休日当番医〈久賀病院 ☎72-0074〉
2日(日)	休日当番医〈おげんきクリニック ☎74-2490〉	18日(火) 健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉
3日(月)		19日(水)
4日(火)	健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉 育児相談〈9:30～11:30 久賀農業者健康管理センター〉	20日(木) 健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉

## 町立病院のお医者さん紹介

氏名 こおり あきのり 郡 章典

職名 周防大島町立橋病院 眼科部長

平成11年より中部病院(現橋病院)の眼科に勤務しております。診療日は月曜日と木曜日のそれぞれ午前中を東和病院外来、火曜日と金曜日のそれぞれ午前中を橋病院外来にて診察しております。水曜日は手術日となっております。午後には予約制でレーザー治療や検査、メガネやコンタクトレンズ合わせをしております。学校に行かれていますお子様の場合には電話にて予約いただければ夕方に診察をいたしております。趣味はテニスと草刈りです。今後ともよろしくお願いたします。



### 3歳児健康診査のお知らせ

◆日時/7月28日(金)

13:30～14:00(受付時間)

◆場所/たちばなケアプラザ

◆対象者/

・平成15年5月27日～7月28日生まれの者

・平成18年7月28日現在、3歳～4歳未満で未受診者

◆問い合わせ/

健康増進課 ☎77-5504

P D F 版ではこのコーナーは掲載していませんのでご了承ください。

町民税 納税期限 詳細は 納税務課 へ 0820-22-3631 まで 7月1日 8月31日 まで 納税 期限 詳細 納税 務課 へ 0820-22-3631 まで	今月の納税
---	-------

  
**アロハキャンペーン実施中**  
**6月1日(木)～9月20日(水)**

**7月の柳井健康福祉センター一定例保健事業**

相談内容	実施日	時間
C型肝炎抗体検査	11日(火)	10:00～11:00
骨髄バンク登録検査	11日(火)	9:00～10:00
乳幼児発達クリニック	27日(木)	13:00～16:00
エイズ抗体検査	11日(火)	9:00～10:00
思春期・ストレス相談	14日(金)・28日(金)	10:00～15:00
心の健康相談	18日(火)	13:00～14:00
井戸水・水質検査	11日(火)・25日(火)	9:00～11:00

※相談は事前に電話予約が必要です。

◆問い合わせ／柳井健康福祉センター ☎ 0820(22)3631

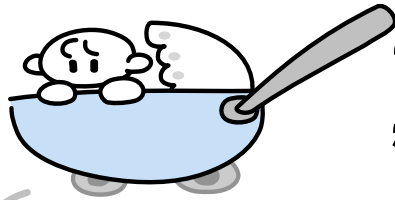
**周防大島町交通事故発生状況**  
 (平成18年5月15日現在)

人身交通事故		
件数	死者	傷者
22	1	24

前年比		
-4	+1	-7

物損事故件数		
103	前年比	-6

～ゆっくり走ろう 安全大島～



# すくすく赤ちゃん 集まれ!

おかはらゆうし  
**岡原悠時くん**  
平成 17 年 6 月 2 日生まれ  
(大島・前港)



えもとやよい  
**江本弥生ちゃん**  
平成 17 年 6 月 5 日生まれ  
(東和・森走出)



しんむらりゅうと  
**新村琉斗くん**  
平成 17 年 6 月 23 日生まれ  
(橘・土居西下)



ぼく きゅみん  
**朴 奎敏くん**  
平成 17 年 6 月 22 日生まれ  
(大島・北二東)

このコーナーでは、広報発行月に満1歳を迎えるお子さんを紹介しています。写真は、掲載を希望する保護者から提供していただいています。

## 県出先機関の再編整備のお知らせ (周防大島町関係)

- 柳井県民局 (周防大島町駐在) の設置  
所在地  
周防大島町久賀 (県大島庁舎2階)  
☎ 0820 (72) 2017
- ・地域調整、防災、県民相談等
- 大島社会福祉事務所を東部社会福祉事務所へ再編統合し、大島分室を設置  
所在地 (大島分室)  
周防大島町久賀 (県大島庁舎2階)  
☎ 0820 (79) 0138
- 柳井健康福祉センター大島支所を本所へ統合し、大島相談室を設置  
所在地 (大島相談室)  
周防大島町久賀 (県大島庁舎2階)  
☎ 0820 (79) 0141
- ・毎週火曜日 (保健部門) および木曜日 (食品・環境部門) の相談等
- 田布施農林事務所大島支所を本所へ統合  
所在地 (本所)  
熊毛郡田布施町波野585・1  
☎ 0820 (52) 2801
- ・支所管内地域調整担当職員を配置
- 大島土木事務所を柳井土木事務所へ統合し、大島分室を設置  
所在地 (大島分室)  
周防大島町久賀 (県大島庁舎3階)  
☎ 0820 (72) 0054
- ・道路維持管理、公共工事に関する調整・相談、道路・河川・砂防に関する許認可相談受付等

## 人の動き

(6月1日現在)  
人口 21,659人 (96人減)  
男 9,783人  
女 11,876人  
世帯数 10,920戸 (27戸増)

## 表紙の写真

6月2日、B&Gプールを三蒲小学校の児童が掃除しました。汚れた小プールと周辺をデッキブラシですすつてきれいにし、夏の水泳に備えました。子どもたちは、自分たちが泳ぐプールをしっかりとみがいていました。また、5日には、蒲野中学校と椋野小学校が大プールを掃除しました。